

# 鶴岡市立鶴岡第五中学校 防災安全マニュアル

(令和3年度)

# I 事前の危機管理 【備える＝被害の最小化に向けて】

## 1 本校の状況

- (1) 生徒数313名、職員数35名（非常勤・臨時職員を含む）
- (2) 大山・西郷・加茂・湯野浜の4地区からなり、加茂・湯野浜は海岸地。
  - 海岸沿いの地域は、最大5m以上の津波が予想される。
  - スクールバスが運行する、湯野浜・加茂間の国道112号線、加茂・油戸間の県道50号線は、ハザードマップで津波被害が予想されるルート。
- (3) 建築25年目の校舎・体育館。耐震強度は震度7。
- (4) 校地は、水田埋立地。鶴岡市ハザードマップでは、液状化の可能性が高い地域。
- (5) グランドが1次避難所、体育館が2次避難場所となっている。
  - 新潟地震では、大山地区で家屋の損壊被害突出（全壊374、半壊749）
- (6) 帰宅困難な生徒数は、最大で157名。（スクールバス生徒、学区外4、）
  - 加茂・湯野浜地区、学区外生徒92名、西郷・大山地区生徒221名。
- (7) 屋上に受水槽はなく、飲用水の備蓄量は0である。
  - ただし、防火水槽はある。また、敷地内を農業用水路が流れている。
  - 新潟地震の際、上水道供給停止。
  - 庄内平野東縁断層帯地震震度6強予想。被害想定では、数日間の断水予想。
- (8) 重油を使用し全館暖房するシステムで、備蓄は地下タンクに最大500立米。
- (9) 灯油備蓄量は、ホームタンクに最大485リットル。
- (10) 湯沸かし器及び調理室の熱源は、都市ガス。供給は庄内中部ガス。
- (11) グランドは、臨時ヘリポート及びドクターヘリ臨時離発着場指定。

## 2 本校の最悪の想定（ハザード）とその対応

- (1) 本校グラウンドの地割れや液状化・地盤沈下、防球フェンス・バックネット倒壊 → アリーナ避難
- (2) 道路の亀裂や土砂災害で交通網の遮断 → 学校待機、引き渡し
- (3) 自校よりの出火、近隣からの延焼
  - アリーナよりグラウンドへ二次避難
  - 必要であれば、三次避難（①出羽商工会大山支所 ②大山コミセン ③大山小）
- (4) 津波・大津波（油戸・加茂・湯野浜で最大5m以上の津波想定）
  - 加茂・湯野浜地区生徒の学校待機、引き渡し
- (5) 大山川を津波が遡上、グラウンド浸水
  - アリーナ避難、場合によっては校舎三階避難 ※ 校舎屋上への経路確認
- (6) 下池、上池等の決壊、浸水 → アリーナ避難
- (7) 女川（宮城）、柏崎刈羽（新潟）原発事故・放射能汚染 → 学校待機（屋内避難）、引き渡し
- (8) ライフラインの長期間の停止
  - ①停電 → 乾電池式ランタン・懐中電灯及び乾電池等の準備
    - 大山コミセンに発電機4、投光器5あり。本校に投光器1。
  - ②断水による上下水道使用不可
    - 1) 避難所に指定されれば、鶴岡市が速やかに飲料水搬入（流通備蓄の考え）
    - 2) テニスコート脇トイレの活用（用水路からトイレ用水）
      - ・男：小2、大1 女：2 障害者用：1
    - 3) 仮設トイレ・簡易トイレ設置・マンホールトイレの搬入・設置
  - ③ガス供給停止
    - 湯沸かし用カセットコンロ準備、プロパンガス及びガス台借用
  - ④電話回線の途絶（電話、FAX、メール使用不可） ※災害時優先電話、停電用
    - 事前に、学校待機、引き渡し方法を保護者に周知
    - 鶴岡市防災行政無線は、1回線のみなので学校側からの使用不可
  - ⑤基地局損壊による携帯電話不通、ワンセグテレビ視聴不可 → 携帯ラジオでの情報収集
- (9) 帰宅困難生徒、職員、多数の避難住民への初期対応
  - 飲料水・食料は、市が手配（生徒集金や教育後援会で水・乾パン準備?）、毛布は大山コミセン

### 3 防災対策

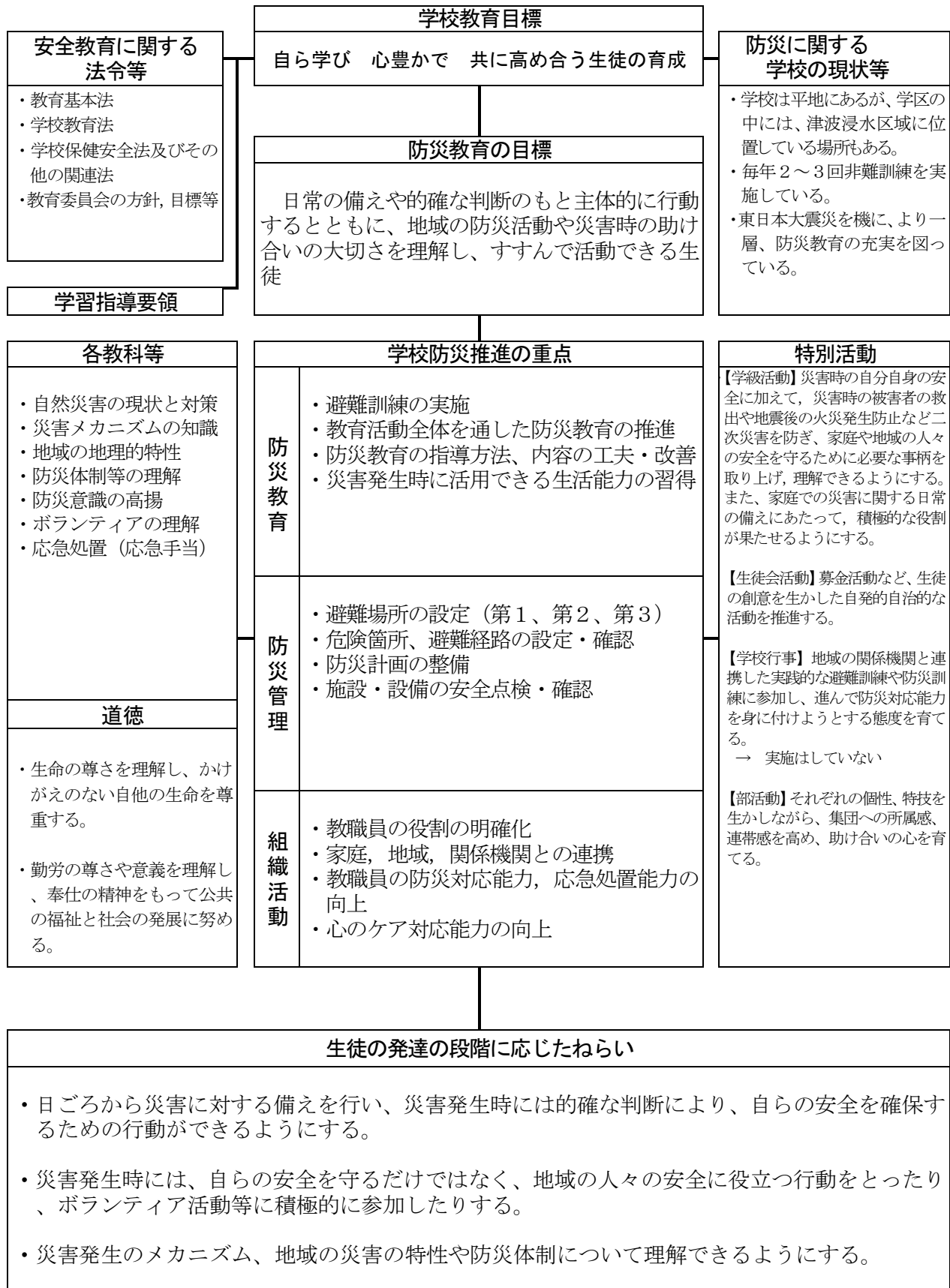
- (1) 健康指導部に防災安全主任を設け、校長の指示の下、防災教育の企画立案を担当する。
  - ①生徒に対する防災教育の計画実施
  - ②職員に対する防災研修の計画実施
  - ③防災訓練の計画実施
- (2) 防災訓練・避難計画（5月に第1回の避難訓練を実施）
  - ①指示・誘導される受け身の避難訓練から、自らの命を守り抜く主体的な避難訓練となるようにする。
  - ②授業時だけでなく、部活動や休憩時間の発生を想定した避難訓練を実施する。  
また、校内避難訓練だけでなく、登下校時の避難訓練、集団下校訓練も検討する。
  - ③緊急地震速報・NTTドコモ緊急速報を想定した避難訓練にする。
  - ④地震の一次避難場所は、体育館アリーナに固定する。
- (3) 施設設備の点検、落下物・倒壊物・移動物の除去
  - ①校内の施設点検を毎月1日に全員で実施する。
  - ②廊下・アリーナには、常に落下物、倒壊物、移動物がないようにする。
    - 1) 室内の棚・ロッカー等はL字型金具で固定
    - 2) 棚の上には物を置かない。※美術室石膏像 ※職員室ハンドマイクは床に
    - 3) 展示棚の中身が飛び出さないようにする。
    - 4) ピアノ、テレビ、給食コンテナ等の備品類の移動・倒壊防止策
    - 5) 非構造部材（照明器具、天井材、外装材、窓等）も点検
    - 6) 避難路となる職員室前廊下の賞状額落下の可能性大→画鋏止めに変更  
※ 図書室の本は、震度が大きければ散乱。職員室の引き出しは飛び出す。
- (4) 防災用具等の整備【五中は倒壊しない→籠城型】
  - ①開放用用具庫（アリーナ入口付近：2F）  
電池式ランタン ※ローソク、ライター等の裸火は使わない。  
AED（体育館入口付近）、ジェットヒーター（体育館用具室に5台）
  - ②職員室（1F）  
防災無線、生徒名簿、生徒調査票（15学級分）、マスターキー、乾電池、ハンドマイク、ホイッスル、懐中電灯、学区地図（校長室）、携帯ラジオ、個人用携帯電話及び電池式充電器
  - ③技能士室（1F）  
バール等の工具、ジャッキ、軍手、ロープ、スリッパ（避難者用）、ブルーシート、スコップ、投光器、大型送風機20台（各階）
  - ④家庭科室（1F）  
食器類・調理器具一式、ガス台、洗濯機

### 4 家庭との連絡体制の整備

- (1) 保護者への連絡は、一斉メールを基本とする。
- (2) 個別の連絡については、生徒調査票に記載された緊急連絡先（第1から第3まで）に電話連絡をすることを基本とする。回線電話不通の場合は携帯電話に連絡する。
- (3) 電話が通じない場合は、災害伝言ダイヤル171を活用する。
  - ①録音の場合
    - 1) 171を押す。
    - 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の1を押す。
    - 3) 本校の電話番号を市外局番から押す(0235332222)。
    - 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
    - 5) ピッと鳴ったら、30秒以内で伝言を話す。
    - 6) 話し終わったら、プッシュ式の数字の9の後、#を押す。
  - ②再生の場合
    - 1) 171を押す。
    - 2) 音声ガイドに従い、プッシュ式の数字の2を押す。
    - 3) 連絡を取りたい本校の電話番号を押す(0235332222)。
    - 4) プッシュ式の数字の1の後、#を押す。
    - 5) 新しい順に伝言を聞く。伝言日時も流れる（繰り返し聞くときは8#）。

※ 防災無線は1回線しかないことから、使用が困難な状況にある。  
※ 防災無線は、鶴岡市から緊急時に一斉放送の形で使用。双方向使用は無理。

## 5 防災全体計画



\* 山形県教育委員会「防災教育『指導の手引き』小学校／中学校編」 P2 参照  
 文部科学省 学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」 P10 参照

## 6 職員の動員体制

※ 鶴岡市地域防災計画および大規模災害発生時の山形県教育庁職員活動マニュアルを参照

### (1) 一次警戒体制（震度3）

配備発令基準	○震度3の地震が観測されたとき ○暴風（雪）警報が発表されたとき				
本部設置	●本部設置なし（情報収集、連絡活動）				
校長		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく。 ・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）	・必要に応じて対応する。	・配備につき、情報の収集にあたる。 ・校長と連携を図る。	・必要に応じて対応する。	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・必要に応じて対応する。

### (2) 二次警戒体制（震度4 津波注意報）・災害警戒本部体制（風水害）

配備発令基準	○震度4の地震が観測されたとき 津波注意報が発表されたとき ○大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき ○台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ◇猛烈な台風が庄内地方に接近すると予想されるとき ◇集中豪雨等により、土砂災害等が予測、または発生したとき ◇床下、床上浸水が発生したとき ◇河川が避難判断水位に達したとき ◇市長が特に認めたとき				
本部設置	●災害警戒本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策）				
本部長（校長）		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく。 ・ <b>地震</b> ：生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる。 ・ <b>津波</b> ：各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。 ・ <b>その他災害</b> ：気象情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会へ報告する。	・状況により、学校での配備につく。 ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・教育委員会へ報告する。	・配備につく。 ・待機、避難を指示する。（放送等） ・情報を収集する。（気象情報、警報）	・校長の指示で学校での配備につく。 ・情報を収集する。（気象情報、警報）	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・教頭の指示で必要に応じて対応する。

(3) 第一次非常配備 (震度5弱 津波警報)

配備発令基準	○震度5弱の地震が観測されたとき 津波警報が発表されたとき ○猛烈な台風が到達し、大きな被害が発生、又は予想されるとき ○河川が氾濫危険水位 (特別警戒水位) に達したとき ○河川の増水により、避難準備・高齢者等避難開始が発表されたとき				
本部設置	●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長 (校長)		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>地震: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>津波: 各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。</li> <li>その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り、部活動中止等)</li> <li>避難者の対応について、教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに学校での配備につく。</li> <li>災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等)</li> <li>教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>避難の指示をする。(放送等)</li> <li>情報収集(気象情報、警報)と職員への周知徹底をする。</li> <li>全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の指示で直ちに学校での配備につく。</li> <li>校長から指示を受けた内容を全職員にメールで周知する。(生徒の安否確認、登校判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ定められた職員は配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(学年主任)(安全主任)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教頭の指示であらかじめ定められた職員は学校での配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(安全主任)</li> <li>状況により、全職員が学校での配備につく。</li> </ul>

(4) 第二次非常配備 (震度6弱以上 大津波警報) ※ 特別警報

配備発令基準	○震度6弱以上の地震が観測されたとき 大津波警報が発表されたとき ○特別警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪) が発表されたとき ○河川の氾濫発生情報が発表されたとき (堤防の決壊・越水など) ○避難勧告・避難指示 (緊急) を発表したとき ○大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき				
本部設置	●災害対策本部設置 (安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策)				
本部長 (校長)		教頭		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>地震: 迅速に避難誘導させる。</li> <li>津波: 各種情報を確認し、待機を迅速に判断する。</li> <li>その他災害: 気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する。</li> <li>避難者の対応について教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに学校での配備につく。</li> <li>災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断、避難所開設等)</li> <li>教育委員会へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに配備につく。</li> <li>迅速に避難の指示をする。(放送等)</li> <li>第1避難場所の安全確認をする。</li> <li>校長の指示で第2(第3)避難場所への避難を指示する。</li> <li>情報収集(気象情報、警報)と職員への周知徹底をする。</li> <li>全職員の業務を適確に指示し、迅速に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の指示で直ちに学校での配備につく。</li> <li>校長から指示を受けた内容を全職員にメールで周知する。(生徒の安否確認、登校判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員が直ちに配備につく。</li> <li>教頭からの指示を受け、担当業務に当たる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教頭の指示であらかじめ定められた職員は学校での配備につく。(教務主任)(生徒指導主事)(安全主任)</li> <li>状況により、全職員が学校での配備につく。</li> <li>教頭からの指示を受け、担当業務に当たる。</li> </ul>

## 7 災害対策本部と業務内容

係	職員	業務内容	主な必要物品
本部	○校長 教頭 小久保	○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各係との連絡調整 ○教育委員会、市災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○報道機関との連絡・対応	拡声器、メガホン ホイッスル ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種） 引き渡しカード 在校生徒確認表
通報 搬出係	○石栗 佐亜 池田	○消防・警察への一報 ○災害時警報・災害場所の報告 ○公簿・重要書類・非常持ち出し品の搬出	非常持ち出し品 重要書類
初期 対応係	○菅順 菅有 (全職員)	○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認、被害拡大の防止と安全確保 ○防火シャッターの操作 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他係を支援する。	消火器 防煙マスク 安全点検表
救護係	○村井 (全職員)	○保健室・別室生徒の誘導 ○緊急医薬品、担架の持ち出し（AED含む） ○負傷者や病人の救護処置、医療機関への連絡 ○「心のケア」の実施 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定）	医薬品 担架・AED 毛布 シート バール、スコップ等
巡視 救助係	○渡部 (全職員)	○校舎内外の巡視 ○不明者の搜索と負傷者の救助	懐中電灯 ホイッスル
避難 誘導係	全職員	○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○安否確認（負傷状況の把握）と本部への報告 ○安否確認できない児童生徒の搜索	拡声器、メガホン ホイッスル 強力ライト

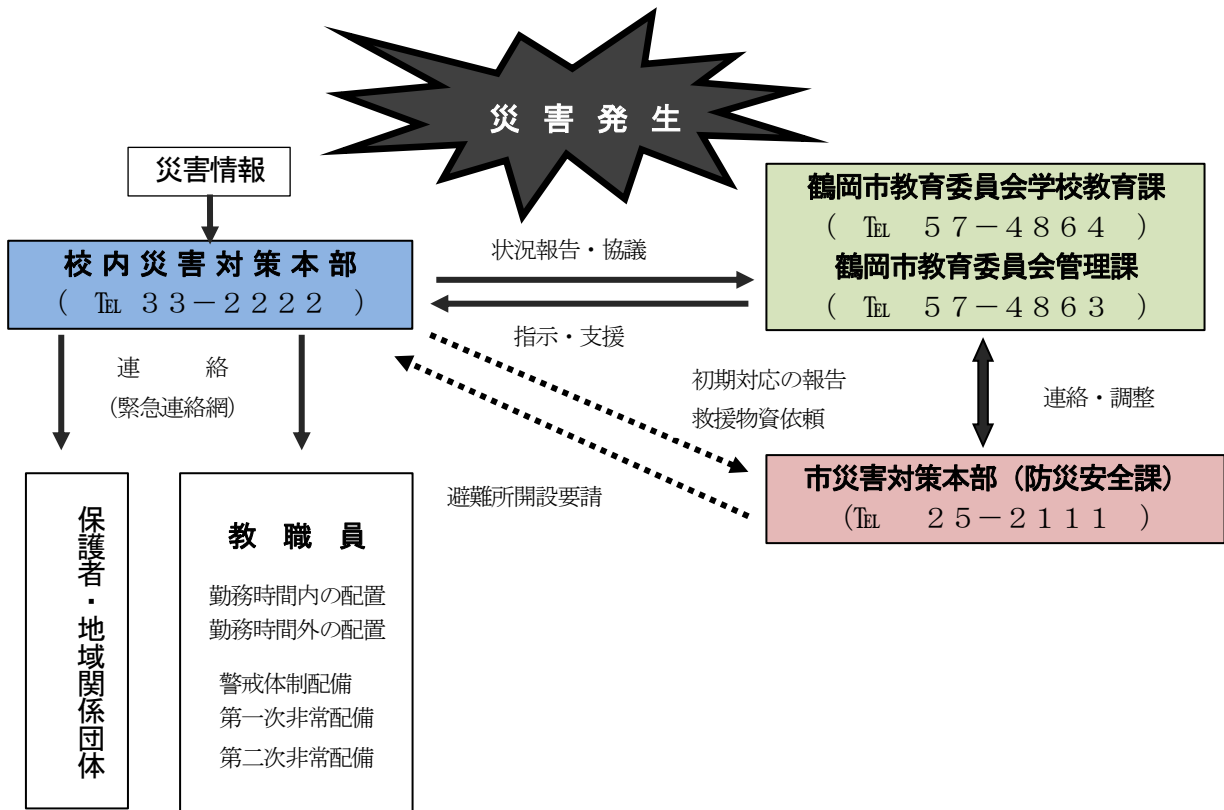
### ◇避難場所

- 一次避難場所： 体育館・グラウンド
- 二次避難場所： グラウンド・校舎3階・校舎屋上
- 三次避難場所： 出羽商工会大山支所・大山コミセン・大山小

### ◇ 非常時に持ち出すもの

・ホイッスル	・ラジオ	・懐中電灯	・乾電池（各種）
・生徒名簿	・学区内地図	・校舎配置図	・引き渡しカード

## 8 情報連絡体制



### 学校組織 (校内災害対策本部)

